

告示

埼玉県告示第八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六〇七号	米ぬか油 かす及び その粉末	5・5米 ぬか油か す粉末	窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・〇	平成三十四 年七月十九 日	ポーソー油脂株式 会社 東京都中央区日本 橋本石町四丁目五 番十二号
埼玉県第 四八八号	消石灰	最上特選 消石灰	アルカリ分 七十二・〇	平成三十四 年八月九日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 六三三号	消石灰	アグリ7	アルカリ分 七十二・〇	平成三十四 年八月十一 日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 四八九号	消石灰	72菱印 特選消石 灰	アルカリ分 七十二・〇	平成三十四 年八月九日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二

五九一 号	埼玉県第 消石灰		六六六 号	埼玉県第 乾燥菌体 肥料		五九〇 号	埼玉県第 乾燥菌体 肥料		五八九 号	埼玉県第 乾燥菌体 肥料
灰	防散消石		07	K I W O		号	肥料62		号	肥料52
アルカリ分 七十二・〇	と お り	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	りん酸全量 四・五	窒素全量 五・〇	と お り	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	りん酸全量 二・〇	窒素全量 六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	りん酸全量 二・〇
日	平成三十四 年十一月三 日		日	平成三十一 年九月三十 日			平成三十一 年十月五日			平成三十一 年十月五日
富山町十番地二	東京都千代田区神田	菱光石灰工業株式会社	地	埼玉県狭山市大字上 広瀬千二百五十四番	キリンチルドビバレ ツジ株式会社		埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地			朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地

埼玉県第 六六〇号	乾燥菌体 肥料	東水1号	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一年十二月十日 五日	東洋水産株式会社 東京都港区港南二丁目十三番地四十号
埼玉県第 六八五号	混合有機 質肥料	混合有機 322	窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 二・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成三十一年十二月十日 八日	兼松アグリテック株 式会社 茨城県神栖市東深芝 四番地七